

一つの部分が苦しめば、すべての部分が共に苦しみ、
一つの部分が尊ばれば、すべての部分が共に喜ぶのです。

(コリントの信徒への手紙1 12章26節 新共同訳)

主イエスに倣い、それぞれに与えられた賜物を生かしつつ、互いに支え合い励まし合う仲間がいることは、なんと幸いなことでしょう!

「見よ。なんとという幸せ なんとという楽しさだろう。
兄弟たちが 一つになって ともに生きることは。」

(詩篇 133篇1節 聖書新改訳2017)

日本盲人キリスト教伝道協議会(盲伝)とは
「見える人も、見えない人も共に交わり
神のみ業を現わす仲間です。
あなたの上に主の祝福がありますように。」
(ホームページより)



*点字・録音版聖書その他の情報提供や視覚障害信徒会のご紹介などを行っています。

盲伝について、また、このリーフレットの内容についてもっと詳しく知りたいなど、お問合せはお気軽に以下へ↓

日本盲人キリスト教伝道協議会

〒169-0051

東京都新宿区西早稲田2-3-18

キリスト教会館 1F-12

TEL&FAX 03-3203-4219

E-mail moden@nth.biglobe.ne.jp

<https://moden2.jp/>



(2026066000)

見ることに不自由を感じている 人たちと共に

私たち日本盲人キリスト教伝道協議会(盲伝)は
目の不自由なクリスチャンと協力者で作る
超教派の伝道団体です。



日本には現在、約28万人の視覚障害者が暮らしています。
また、障害者ではないけれど見ることに何らかの不自由さを感じている人はその数倍いると言われています。

あなたの教会にも、最近見えにくくなったせいでつまづくことが増えた、眩しいと(あるいは、暗いと)見えづらい、聖書の文字が小さくて読みにくい、などと悩んでいる方がおられませんか?

申命記31章8節に、「主ご自身があなたに先立って行き、あなたと共に
おられる。主はあなたを置き去りにすることも、見捨てることもない。」(聖書協会共同訳)と書かれています。

見ることに不自由を感じている人たちを置き去りにしないために、
教会としてどんなサポートができるでしょうか。
このリーフレットをお役立ていただければ感謝です。

見えにくい人・見えない人の困りごと



見えにくい人・見えない人の困りごとは、人によって多種多様ですが、一般的には以下の点で苦勞していると考えられます。

(1) 移動

- ① 自分が移動する時も、物を動かす時も、困ることがあります。
- ② 見え方の程度に関わらず、外出時の危険は避けられない問題です。白杖や盲導犬を使用しているも、誘導者や声を掛けてくれる人がいるとより安全です。



(2) 情報

- ① 目から入る情報は非常に多いので、たとえIT技術の進歩が目覚ましい今日でも、目に頼れない人が得られる情報には限りがあります。また、便利なツールを使える人とそうでない人との格差も生じています。
- ② さらに、「情報」を「目から入る全てのこと」と考えると、情報が乏しかったり無かったりすれば人間関係や環境への適応に支障をきたしたり、ときには事故につながったりすることもあります。



(3) コミュニケーション

- ① 見えにくい人・見えない人は周囲の状況を把握しにくく視線を交わすことも難しいため、適切なタイミングでの行動や対話ができにくいことがあります。
- ② また、大勢の中で話したい相手を見つけにくいなど、「つながり」を作れずに苦勞することもあります。



教会での接し方のポイント



- (1) 晴眼者(見ることに支障のない人)の方から積極的に声を掛けてください。声は覚えにくいものなので、晴眼者がまず名乗り、わかれば相手の名前を呼んで話し始めましょう。
- (2) 見えない人と一緒に歩く場合は、誘導者が斜め前に立ち、肘が肩につかまってもらいます。座席にはサポートする人が並んで座り、必要に応じて、会場の様子や集会の流れ、配布物などを説明してください。
- (3) 多少見える人でも、指差しや「あれ」「ここ」「そっち」などの指示語では分かりにくいので、具体的な言葉で伝えることを心がけてください。
- (4) 何もかも「やってあげなければいけない」と考える必要はありません。見えにくい人・見えない人とよく話し合っ、例えば、手助けを求めたいときのサインなどを決めておくのもよいかもしれません。
希望を聴きながら対話を重ねることで相互理解が進むことを願っています。



【参考】

日本では2014年に国連の「障害者権利条約」が批准され、その後「障害者差別解消法」が制定されました。キリスト教会も、公的な施設として、これを守り、むしろ社会をリードしていくべきではないでしょうか。

2024年に改正された「障害者差別解消法」では、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

「合理的配慮」とは障害のある人が他の人同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、多大な負担を強いたりしない限りにおいて、配慮や調整を行うことです。特別扱いではなく、障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的です。

参照：障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/kyoseisyakai/syogaisyasabetukaisyoho/>

